厚生労働省	国立更生援護機関	国立更生援護機関施設費
国土交通省	海上保安庁	船舶建造費
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費 航空機整備費 艦船整備費 研究開発費 施設整備費

別表第二中「（繰越経費を含む。）」を削る。

○総務省告示第四十二号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十五年二月十四日

総務大臣　新藤　義孝

名　称	自由民主党本部周辺地域
期　間	平成二十五年二月十七日から平成二十六年二月十六日まで
地　域	東京都千代田区　平河町二丁目（五番及び六番に限る。） 平河町二丁目 紀尾井町（一番から三番までに限る。）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○政治資金適正化委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年二月十四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一七八三	鈴木　史子	二四、五、一五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一一一九	前川　敏充	二五、一、二九	本人からの申請
一四三九	鈴木　啓之	二五、一、二九	本人からの申請

○文部科学省告示第十五号

重要無形文化財萩焼の保持者三輪節夫（三輪壽雪昭和五十八年文部省告示第四十七号）は、平成二十四年十二月十一日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財萩焼の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により同日付けで解除されたので、告示する。

平成二十五年二月十四日

文部科学大臣　下村　博文

○農林水産省告示第四百七十四号

平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限として農林水産大臣が定める量を次のように定める。

平成二十五年二月十四日

農林水産大臣　林　芳正

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限は、二千六百八十九トンとする。

○農林水産省告示第四百七十五号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年二月十四日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十六号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年二月十四日

農林水産大臣　林　芳正

表診断液の部中

「ヨーネ病診断用補体結合反応抗原	20.300	0	6		2」を
「ヨーネ病診断用補体結合反応抗原	20.300	0	6	2	に
ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット	46.900	0	2	2	」

改める。

○国土交通省告示第百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、今治広域都市計画事業今治新都市第一地区土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年二月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年二月十五日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　愛媛県今治市共栄町二丁目二番一号　独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所

三　縦覧時間　午前九時から午後五時二十五分まで

○国土交通省告示第百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

風祭川（春沢）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　静岡県富士宮市星山一〇六八番地内富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一三度二九分四一秒	一〇二五九・八一一メートルの地点	一号
標柱一号から三五度五九分五六秒	四五・六五四メートルの地点	二号
標柱二号から三三度二二分五四秒	九・七三六メートルの地点	三号
標柱三号から三七度一五分二七秒	三九・九四六メートルの地点	四号
標柱四号から一〇度一四分四九秒	一六三・六八三メートルの地点	五号
標柱五号から一二九度二七分五五秒	二五・八七〇メートルの地点	六号